

西東京市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画表の様式変更に関する質問及び回答

	質問	回答
1	新様式は、現地で書くことを想定していますか。事前にどの項目まで記載すれば良いか教えてください。	「短期目標」「長期目標」「本人の取組」「家族・地域の支援・民間サービス等」「介護保険サービスまたは地域支援事業」の項目については、現地で記入することを想定しています。
2	利用者の方に記載していただく欄はありますか。	「短期目標」「長期目標」「本人の取組」についてはご本人にご記入いただければと思います。
3	複写する場合、カーボン紙を利用するか、コピーして利用するのでしょうか。	複写の方法について指定はありません。各ケアマネジャー様が行いやすい方法で結構です。
4	プランの作成にあたり、加算に関する記載は必要でしょうか。	加算を記入する必要はありませんが、通所について送迎の有無はご記入ください。
5	短期目標を達成できた場合は、また新たに短期目標を作り直す必要はありますか。余白に追記するのでしょうか。	新たに作り直す必要はありません。次にサービス担当者会議を行う際に、再度目標設定していただければと思います。
6	「支援計画」の欄について、通所型サービスと訪問型サービスの両方利用している場合は、それぞれの項目を2段に分けて記載することになるのでしょうか。	はい。狭くなりますが同じ枠に記入をお願いします。
7	旧様式でプランを作成してる方がプランの更新を行う場合、新様式でプランで書き直す必要はありますか。	令和7年1月以降にプランの更新を行う場合は新様式に変更していただければと思います。
8	仮に新様式でプランを書き直す必要がある場合、令和7年1月が更新月だとすると、12月中には新様式でプランを書き直したい。新様式を早めに公開していただけると助かります。	令和6年12月中にホームページ等で公開します。
9	新様式をA4版で印刷した場合、文字が小さくて見えにくいと感じました。利用者に対して、プランを確認していただきながら、アセスメントはしづらいかもしれません。A3で印刷しても構いませんか？	目の不自由な方もいらっしゃると思いますので、適宜、A3で印刷してご利用ください。
10	評価表の必要はなくなるのでしょうか。	現行の簡易プランもそうですが、簡易プランに関しては評価表は使用しません。評価時期になりましたら、プランの下段にある「目標の達成について」「達成できなかった要因・原因」「今後の方針」にご記入ください。
11	総合事業対象者の有効期間は何年間ですか。	総合事業対象者の認定に有効期間はありません。プランの認定期間の「～令和 年 月 日」の欄は空欄で結構です。
12	簡易プランは認定の有効期間に合わせて作成するのでしょうか。	長期目標の期間の設定にもよりますが、最長1年になります。長くても1年後にはサービス担当者会議及びケアプランの見直しをお願いします。

	質問	回答
13	通所型サービスについて、新様式に変更したことに伴い、「介護予防通所介護計画（サービス計画表）」を別途作成する必要はあるのでしょうか。	今までと同様、総合事業の通所型サービスのみをご利用する場合には、「介護予防通所介護計画（サービス計画表）」は別途作成する必要はございません。新様式で代用可能とします。